

## 第13回まちづくり町民会議会議録

日時	平成21年1月28日（水）午後7時～午後9時10分			
場所	会津美里町役場高田庁舎 北第3会議室			
出席者数	委員 8名参加			
委員	氏名	氏名	氏名	氏名
	石川栄子（座長）	荒井弘之	塩田光顕	橋爪伸喜
事務局	渡辺秀造	福田祐子	野中憲子	小島裕子
	総合政策課長	弓田秀樹	総合政策係長	木崎 稔
	総合政策課	榎森正典	総合政策課	渡部朋宏

### 1. 開会

### 2. 座長あいさつ

### 3. 協議事項

(仮称) 会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例案の検討

#### 【意見交換】

(座長) 前回検討した前文については、この内容でいいか。

(委員) 了承。

(委員) 目的規定における「地方自治の本旨」について、これは大前提のことであり、あえて入れる必要はないのではないか。入れるとすれば、分かりやすい解説が必要となり、幅広い解釈により誤解を招くことにならないか。

(委員) 今まで、この「地方自治の本旨」に基づく行政運営がされてきたのか疑問が残る。「地方自治の本旨」に基づいて、これからまちづくりを進めていく、という意味からも必要。

(座長) 「地方自治の本旨」は残すこととする。ただし、分かりやすい表現に置き換えることや解説をつけるなどの工夫が必要。次回の意見交換会で検討したい。

(委員) 町の機関に「第三セクター」を含めることができないか。第三セクターで勝手にやられては困る。

(事務局) 第三セクターは別組織であり、町の機関に含めることはできない。町からの出資比率が50%以上の第三セクターの経営状況については、議会への報告義務があり、好き勝手にはできない。町民に対して分かりやすく公表することは必要だろう。

(委員) 定義「行政活動」の「福祉」について。

(事務局) これは、社会福祉や高齢者福祉といった意味での「福祉」を指しているのではなく、地方自治法第1条の2第1項に定められている広い意味での「福祉」(=幸せ)のことである。

(委員) 分かりやすい解説が必要だろう。

(委員) なるべく横文字は使うべきではない。「パブリックコメント（意見公募）手続」としてはどうか。

(座長) 次回の意見交換会で、パブリックコメントの分かりやすい表現（日本語）をアドバイスしてはどうか。

(委員) 基本原則と町の機関の責務について、分かりやすい表現に修正する。

(座長) 窓口、広報紙、ホームページ以外に公表の方法はないか。

(委員) メールマガジンを活用する方法は考えられないか。

(委員) 情報は受け取る側の問題であり、意識を変えていかないとダメではないか。

(委員) スーパーに掲示板をつくって、そこに貼り付ける方法はどうか。

(座長) 現実的に実施するとなれば、なかなか難しい。当面、現在の3つの方法とし、その他必要と認める方法については、今後の検討課題とする。

(事務局) 町民参加の対象と方法について、再度整理したい。素案では、なるべく多くの項目を対象とし、町民参加の方法としては、記載の中からいずれか1つ以上を選択するとしている。先進事例でもこのようなものが多いが、果たして、1つだけでいいのかという疑問がある。そこで、方法を再度見直し、①素案作成段階からの参加、②素案に対する意見交換、③最終案の公表、の3段階における参加を必須にすることとしてはどうか。ただし、その場合は、ある程度対象を絞る必要がある。

(委員) 対象のすべてに対して、3段階の参加を必須とすることには無理があるだろう。案件毎に、町民を交えてどの方法がいいか検討するような方式にはできないか。

(事務局) 案件毎に町民を交えて検討することは、時間的にも、手法的にも難しい。この条例の中で整理する必要がある。

(座長) 各委員とも、持ち帰って次回まで検討してほしい。考え方としては、①対象を広くして方法は柔軟に対応する、②方法を厳しく規定して対象を限定する、どちらがいいか。

(事務局) 事務局としても次回まで、改めて整理して提示したい。

#### 4. その他

次回のまちづくり町民会議（アドバイザーと交えた意見交換会）

日時：平成21年2月11日（祝）午後2時～

場所：高田庁舎 第3会議室

アドバイザー：福島大学行政政策学類 今井教授

#### 5. 閉会

## 前文

- 私たちの町は、緑あふれる森林と田園風景が広がる自然豊かな美しい町です。
- 私たち町民は、みんながこれまで育んできた自然や伝統・文化を大切にしながら、次の世代へ継承していくとともに、末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。
- そのために私たちは、自らの選択と責任に基づき、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めて行かなければなりません。
- このような町民主体のまちづくりを進めるためには、行政のもつ情報の積極的な公開を進めるとともに、町民が行政活動に参加する仕組みづくりが必要です。
- 町民の声をいかしたよりよいまちづくりの実現に向けて、行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここにつくります。

## 目的

- この条例は、地方自治の本旨に基づき、会津美里町(以下「町」といいます。)の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

※「地方自治の本旨」について分かりやすい解説が必要。

## 定義①

### ● 町民

- 町内に住所を有する者、町内の事務所及び事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者、本町に対して納税義務を有する者、その他利害関係を有する者をいいます。

### ● 町の機関

- 町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

## 定義②

### ● 行政活動

- 町民の福祉の増進を図ることを基本として、町の機関が行うあらゆる活動をいいます。

※福祉の増進：地方自治法第1条の2第1項より

### ● 町民参加

- 行政活動に関し町民が意見を述べ、提案することにより、よりよいまちづくりを推進することをいいます。

### ● パブリックコメント（意見公募）手続

- 町の機関が作成した行政活動の原案について公表し、広く町民の意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいいます。

## 基本原則

- 町の機関は、町民参加の推進を図ることにより、町民のもつ多様な知識と社会経験を生かして行政活動を行うことを基本原則とします。

## 町民の権利

- すべての町民は、まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有します。

## 町の機関の責務

- 町の機関は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、積極的な情報公開とその十分な説明を行うとともに、行政活動への町民参加の機会の提供に努めなければなりません。

## 町民参加の時期

- 町民参加手続は、町民の意見等を行政活動にいかすことができるよう、適切な時期に行わなければなりません。

## 公表

- 町民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によるものとします。この場合において、第2号に規定する方法(広報紙)での公表については、やむを得ない理由があるときには、事後に行うことができるものとします。
  - 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
  - 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表
  - 町のホームページを利用しての必要事項の全部又は概要の公表
  - その他必要と認める方法による公表
- 公表する事項が不開示情報(会津美里町情報公開条例第7条に規定する不開示情報)に該当するときは、その事項について公表しないものとします。

## 町民参加手続整理表

### 町民参加の対象

基本構想・基本計画 個別分野における基本的は計画等の策定・変更	市民の公共の用に供される大規模な施設の設置 及び運営に係る計画等の策定・変更
町の基本的な方針を定める条例の制定・改廃	法人等(地方公共団体を除く)に対する新たな出資
市民に義務を課し、権利を制限する条例の制定・改廃	その他
広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃	



原則として、パブリックコメント手続を実施。内容に応じて、他の方法により実施。

### 町民参加の方法

パブリックコメント手續の実施	
審議会等への付議	
町民検討会議の設置	町民説明会の開催
町民ワークショップの開催	
その他	

# 町民参加手続整理表(修正案)

## 町民参加の対象

原則として、すべての方法により実施する。

## 町民参加の方法

- 白紙段階からの参加 町民参加による検討組織の設置
- 素案に対する意見交換 町民懇談会の開催
- 案の公表・説明責任 パブリックコメント手続の実施

その他